

令和 6 年 度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

岡 山 市 監 査 委 員

岡 監 第 2 3 7 号
令和 7 年 9 月 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員	岩 田 康 裕
同	岡 部 宗 茂
同	成 本 俊 一
同	太 田 栄 司

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により，令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果，別紙のとおり意見を提出します。

なお，監査委員 岩田康裕は，地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により，財政局の所管する事項については，除斥しました。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年8月5日から

令和7年8月22日まで

第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、岡山市監査基準に準拠し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記第1から第3までの記載事項のとおり審査した限り、関係法令に適合し、かつ正確であると認めた。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分		比率の算定対象会計等					
一 般 会 計 等	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質	実 質 公 債 費	将 来 負 担 比 率	
	一般会計等に 属する特別会 計	用 品 調 達 費 特 別 会 計					
		災 害 遺 児 教 育 年 金 事 業 費 特 別 会 計					
		公 共 用 地 取 得 事 業 費 特 別 会 計					
		学 童 校 外 事 故 共 済 事 業 費 特 別 会 計					
		母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 特 別 会 計					
		公 債 費 特 別 会 計					
市立総合医療センター病院事業債特別会計							
公 営 事 業 会 計	一般会計等以 外の特別会計 のうち公営企 業に係る特別 会計以外の特 別会計	国 民 健 康 保 険 費 特 別 会 計	赤 字 比 率	赤 字 比 率	公 債 費 比 率	負 担 比 率	
		介 護 保 険 費 特 別 会 計					
		後 期 高 齢 者 医 療 費 特 別 会 計					
	公営企業 に係る特別会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率	資 金 不 足 比 率	比 率	比 率
			工 業 用 水 道 事 業 会 計				
病 院 事 業 会 計							
市 場 事 業 会 計							
		下 水 道 事 業 会 計					
一部事務組合・広域連合 (岡山県広域水道企業団, 衛生施設組合 ほか)							
地方公社・地方独立行政法人・第三セクター等 (岡山市土地開発公社 ほか)							

(注) 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

2 健全化判断比率の状況

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	5.7	5.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため「—」と表示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額を生じていないため、算定されない。

実質公債費比率は5.7%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。なお、早期健全化基準(25%)を下回っている。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定されない。

3 資金不足比率の状況

令和6年度決算に基づく資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

特別会計の名称		令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	
	病院事業会計	—	—	
	市場事業会計	—	—	
	下水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない場合「—」と表示している。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、各会計とも資金不足額を生じていないため、算定されない。